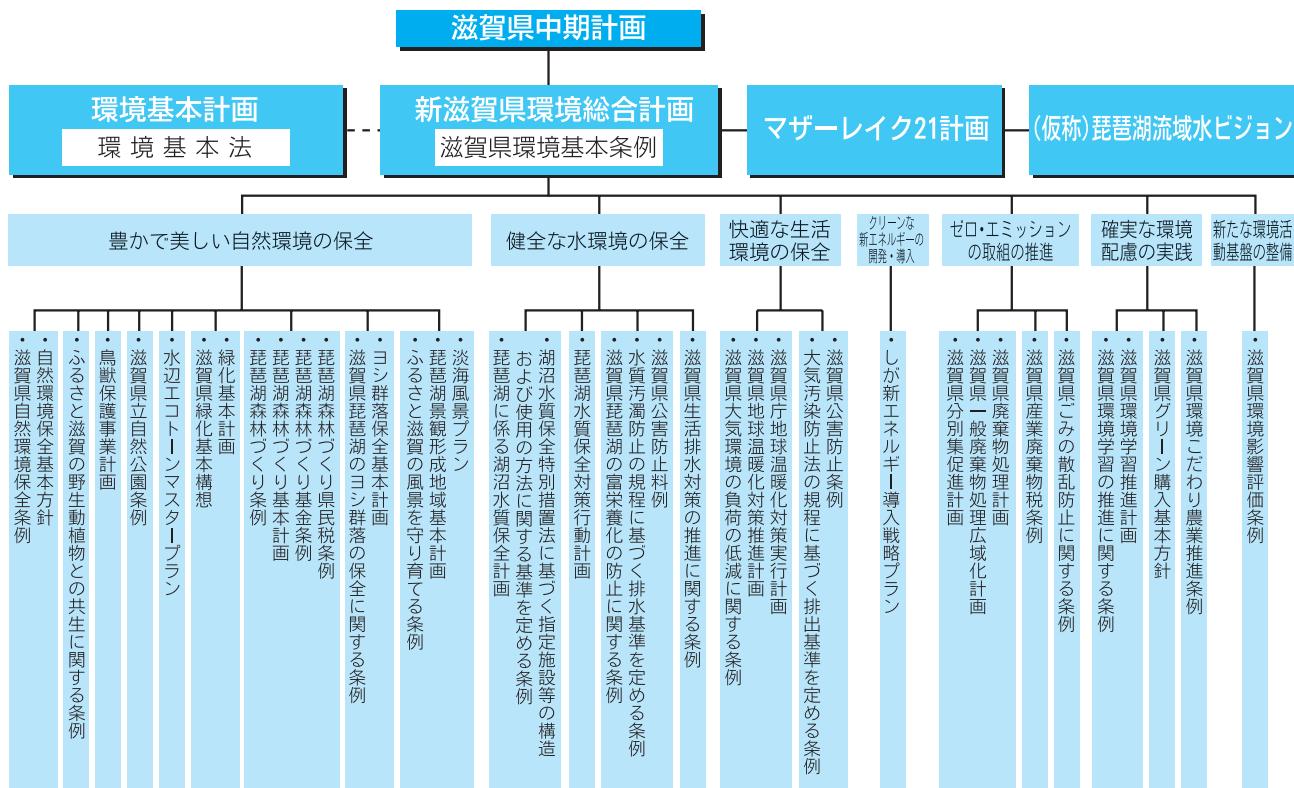


2 新滋賀県環境総合計画に基づく各計画等の体系

本県の個々の分野における環境政策は、新滋賀県環境総合計画の体系に基づく位置づけは図のとおりです。

図4 環境施策体系図



第3節 琵琶湖総合保全整備計画「マザーレイク21計画」

〈水政課琵琶湖環境政策室〉

マザーレイク21計画(琵琶湖総合保全整備計画)は、健全な琵琶湖を次世代に引き継ぐため、県民総ぐるみによる琵琶湖総合保全の指針として、国と6省庁(国土庁、環境庁、厚生省、農林水産省、林野庁、建設省)による琵琶湖の総合的な保全のための計画調査を踏まえて、平成12年(2000年)3月に策定されました。

この計画の最大の特徴は、河川流域単位での県民・事業者の方の主体的な取組と行政の各種施策を計画の両輪に据えていることです。

1 基本理念

琵琶湖と人との共生（琵琶湖を健全な姿で次世代に継承します。）

2 基本方針

- ①共感（人々と地域との幅広い共感）
- ②共存（保全と活力あるくらしの共存）
- ③共有（後代の人々との琵琶湖の共有）

3 全県をあげた取組一協働一

- ・県民、事業者の方の主体的な取組を基本に、県はもとより市町村がこれを支援するとともに、各主体が一体となり協働して琵琶湖保全に取り組みます。
- ・河川流域単位ごとに、県民、事業者、市町村、県等の各主体が一体となって取り組みます。

4 計画期間・目標等



5 河川流域単位での取組

河川流域内の身近な拠点(自治会単位等の湧水、小川、鎮守の森、里山、棚田等)ごとに、探検・調査などを通じて現状等を把握し、誰もがわかりやすく、参加しやすい目標を流域アジェンダ(行動計画)として設定し、住民主体の取組を実践、評価、改善しながら、点、線、面とつなぎ、流域内全体を満たすように育成します。さらに、これら「河川流域単位での取組」として各流域毎にその特性に応じた活動を展開されている流域協議会を中心に、その他広く環境保全団体(NPO)や個人、行政等が緩やかに連携するため、琵琶湖流域ネットワーク委員会を設立し、個々の取り組みの琵琶湖の総合保全に展開していきます。

6 計画の実効性の確保(持続的改善)

持続的な改善を図りながら計画を推進するため、平成12年(2000年)5月に滋賀県水政対策本部内に琵琶湖総合保全整備計画推進部会を設置しました。

また、計画の推進に対し高度な助言、提言、評価を得るために、平成12年9月に琵琶湖総合保全学術委員会を、また、平成13年(2001年)12月に琵琶湖総合保全学術委員会小委員会を設置し、マザーレイク21計画の持続的改善のための評価手法等について検討を行いました。そして、平成15年(2003年)8月に「マザーレイク21計画の持続的改善のための評価指針」を策定し、評価システムの運用を始めました。